

特別養護老人ホーム サミック飯塚 基本料金表 (2024年4月1日から)

※飯塚市の地域区分単価として10円あたり0.14円が加算されます。

【第1段階】※第1段階の居住費は2024年8月～¥880となります

区分	内訳				計① (1日あたり)	基本料金計 (①×31)
	介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)	電気代 (1日)		(31日あたり)
要介護1	¥670	¥300	¥820	¥100	¥1,890	¥58,590
要介護2	¥740				¥1,960	¥60,760
要介護3	¥815				¥2,035	¥63,085
要介護4	¥886				¥2,106	¥65,286
要介護5	¥955				¥2,175	¥67,425

【第2段階】※第2段階の居住費は2024年8月～¥880となります

区分	内訳				計① (1日あたり)	基本料金計 (①×31)
	介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)	電気代 (1日)		(31日あたり)
要介護1	¥670	¥390	¥820	¥100	¥1,980	¥61,380
要介護2	¥740				¥2,050	¥63,550
要介護3	¥815				¥2,125	¥65,875
要介護4	¥886				¥2,196	¥68,076
要介護5	¥955				¥2,265	¥70,215

【第3段階①】※第3段階の居住費は2024年8月～¥1,370となります

区分	内訳				計① (1日あたり)	基本料金計 (①×31)
	介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)	電気代 (1日)		(31日あたり)
要介護1	¥670	¥650	¥1,310	¥100	¥2,730	¥84,630
要介護2	¥740				¥2,800	¥86,800
要介護3	¥815				¥2,875	¥89,125
要介護4	¥886				¥2,946	¥91,326
要介護5	¥955				¥3,015	¥93,465

【第3段階②】※第3段階の居住費は2024年8月～¥1,370となります

区分	内訳				計① (1日あたり)	基本料金計 (①×31)
	介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)	電気代 (1日)		(31日あたり)
要介護1	¥670	¥1,360	¥1,310	¥100	¥3,440	¥106,640
要介護2	¥740				¥3,510	¥108,810
要介護3	¥815				¥3,585	¥111,135
要介護4	¥886				¥3,656	¥113,336
要介護5	¥955				¥3,725	¥115,475

【第4段階】※第4段階の居住費は2024年8月～¥2,066となります

区分	内訳				計① (1日あたり)	基本料金計 1割負担
	介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)	電気代 (1日)		(31日あたり)
要介護1	¥670	¥1,445	¥2,006	¥100	¥4,221	¥130,851
要介護2	¥740				¥4,291	¥133,021
要介護3	¥815				¥4,366	¥135,346
要介護4	¥886				¥4,437	¥137,547
要介護5	¥955				¥4,506	¥139,686

※利用者負担段階は、利用者の収入に応じて第1段階から第4段階まで負担段階が区分されています。

第1段階 世帯全員が市町村民税非課税で、老人福祉年金受給者及び生活保護受給者の方

第2段階 世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入等が合計80万円以下の方

第3段階① 世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入等が合計80万円超120万円以下の方

第3段階② 世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入等が合計120万円超の方

第4段階 上記以外の方

※その他預金要件もあります。また、負担段階は毎年ご本人様の保険者である自治体（介護保険係等）へ申請し認定を受ける必要があります。

加算点数表

(太字下線が取得している加算、※付が24年4月に創設された新加算)

【その他加算】ご利用者の状態や、施設体制の状況により算定される加算がございます。
また、医師・看護師・管理栄養士等の勤務配置等により変動が生ずる場合があります。

区 分	1日の単位 1日の自己負担額の目 安(円)	区 分	1日の単位 1日の自己負担額の目 安(円)
日常生活継続支援加算	46	□控衛生管理加算Ⅰ	90/月
看護体制加算Ⅰイ	6	□控衛生管理加算Ⅱ	110/月
看護体制加算Ⅱイ	13	療養食加算	6/回 (1日3回)
夜勤職員配置加算Ⅱイ	27	※配置医師緊急時対応加算(1)	325/回
夜勤職員配置加算Ⅳイ	33	配置医師緊急時対応加算(2)	650/回
個別機能訓練加算Ⅰ	12	配置医師緊急時対応加算(3)	1300/回
個別機能訓練加算Ⅱ	20/月	看取り介護加算Ⅰ (日数により区別)	72/144/ 680/1280
個別機能訓練加算Ⅲ	20/月	看取り介護加算Ⅱ (日数により区別)	72/144/ 780/1580
生活機能向上連携加算Ⅰ	100/月	在宅・入所相互利用加算	40
生活機能向上連携加算Ⅱ	200/月	認知症専門ケア加算Ⅰ	3
ADL維持等加算Ⅰ	30/月	認知症専門ケア加算Ⅱ	4
ADL維持等加算Ⅱ	60/月	※認知症チームケア推進加算Ⅰ	150/月
若年性認知症利用者受入加算	120	※認知症チームケア推進加算Ⅱ	120/月
入院、外泊時(月に6日を限度)	246	認知症行動・ 心理症状緊急対応加算	200/7日のみ
初期加算(入所から30日限り)	30	自立支援促進加算	※280/月
再入所時栄養連携加算	200/1回	科学的介護推進体制加算Ⅱ	50/月
退所前訪問相談援助加算(1回)	460/1回	※退所時栄養情報連携加算	70/月
退所後訪問相談援助加算(1回)	460/1回	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22
退所時相談援助加算(1回限り)	400/1回	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18
退所前連携加算(1回)	500/1回	※協力医療機関連携加算(1)	50/月
栄養マネジメント強化加算	11	※協力医療機関連携加算(2)	5/月
経口移行加算	28	※高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10/月
経口維持加算Ⅰ	400/月	※高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5/月
経口維持加算Ⅱ	100/月	※新興感染症等施設療養費	240/5回まで
※生産性向上推進体制加算Ⅰ	100/月	※生産性向上推進体制加算Ⅱ	10/月
①介護職員処遇改善加算	1か月総単位数の 8.3%相当額	②介護職員等特定処遇改善加算	1か月総単位数の 2.7%相当額
③介護職員等ベースアップ等 支援加算	1か月総単位数の 1.6%相当額	①②③は令和6年5月末日まで	
※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1か月総単位数の 1.4%相当額	←令和6年6月より算定	

単位数の末尾に/月の記述が無いものは原則1日当たりの算定単価になります。